

一般社団法人東京都港区医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都港区医師会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は医道を高揚し、医学の振興、医療の向上普及を図り、地域の公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康の維持及び増進に関する事業
- (2) 公衆衛生の向上に関する事業
- (3) 医学の振興及び医師の生涯研修に関する事業
- (4) 学校保健に関する事業
- (5) 休日診療並びに救急医療に関する事業
- (6) 医療情報の提供に関する事業
- (7) 労働安全衛生に関する事業
- (8) 災害対策に関する事業
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は、東京都において行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会を構成する会員は、本会の目的に賛同して入会した医師で、次の4種とする。

- (1) A会員 東京都港区内の医療機関の開設者又は管理者
- (2) B会員 A会員の医療機関に就業する者
- (3) 名誉会員 A会員として本会在籍20年以上、かつ75歳以上の者のうち、理事

会が別に定める手続きを経た者

(4) 特別会員 本会に功労のあった者、又は学識経験者で、理事会が別に定める手続きを経た者

2. A 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める様式の届出をし、本会の承認を受けなければならない。

2. 前条第1項(4)の会員の承認手続きは、理事会において別に定める。

(入会金等及び会費)

第7条 A 会員及びB 会員は、総会において別に定める規程により、総会で決議した入会金及び会費を納入する義務を負う。

2. 本会への負担金及び寄付金の額は、総会で定める。

(会員の責務)

第8条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼を高め、尊敬を得るように努めなければならない。

2. 会員は本会の定款及び諸規程並びに総会の決議を遵守し、会務に協力しなければならない。

(任意退会及び会員資格の喪失)

第9条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める様式の退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2. 前項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第7条の納入義務を、正当な事由なく1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総 A 会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡したとき
 - (4) 次条の規定により、除名されたとき
 - (5) 医師の資格を喪失したとき

(処 分)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、戒告又は権利の一部停止又は除名の処分をすることができる。

- (1) 本会の定款及び諸規程並びに総会の決議に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
 - (3) その他処分すべき正当な事由があるとき
2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費、入会金その他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は本会の最高議決機関であって、すべてのA会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事(以下、「役員」という。)の選任又は解任
 - (4) 役員報酬等の額及び役員に対する報酬等の支給基準
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
2. 次の事項は会長が総会に報告する。
- (1) 事業報告及び公益目的支出計画実施報告書
 - (2) 事業計画書及び収支予算書
 - (3) その他総会で報告するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必

要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総 A 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する A 会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
3. 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から30日以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

(議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長は、総会に出席した役員以外の A 会員の中から選出する。

2. 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し会議を主宰する。
3. 副議長は議長を補佐する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、A 会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総 A 会員の議決権の過半数を有する A 会員が出席し、出席した当該 A 会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総 A 会員の半数以上であつて、総 A 会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 事業の譲渡
 - (6) その他法令で定める事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める

定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 総会に出席しないA会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人により議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を前3項までの出席したA会員の議決権の数に算入する。
5. 総会に出席しないA会員が書面で議決権を行使するときは、議決権行使書面に必要な事項を記載し、本会に提出して議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席したA会員の議決権の数に算入する。

(決議等の省略)

- 第20条 理事又はA会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につきA会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第16条第1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。
2. 理事がA会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつきA会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事の代表2名が、前項の議事録に記名押印する。
 3. 第1項の規定により作成した議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面又は記録した電磁的記録については、決議があったものとみなされた日から10年間、第19条第4項に規定する委任状及び第19条第5項に規定する議決権行使書については、総会の日から3箇月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長、2名を常務理事とする。
3. 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によってA会員の中から選任する。

2. 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
4. 監事は本会又はその子法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)又は使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長及び常務理事は、会長を補佐して、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
4. 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事については、再任を妨げない。
5. 理事又は監事が、第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2. 解任するときは、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3. 第1項に規定する報酬等の支給基準については、役員勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、総会の決議により別に定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事にあつた者を含む。)の同法第111条第1項の損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3. 前2項に規定する以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議等の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

2. 理事又は監事が、役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

3. 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。前条第1項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 委員会

(委員会)

第37条 本会に会務の運営及び事業の遂行を補佐するため、理事会の決議により次の委員会を置く。

- (1) 常任委員会
- (2) 特別委員会
2. 前項の委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。
3. 委員会について必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については定時総会に提出し、第1号

及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及びA会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
 3. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、第44条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第43条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、官報に掲載する方法とする。

2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、法人法第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

第11章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第46条 本会に、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、顧問は会長経験者の中から、参与は本会の功労者の中から、会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与の任期は、会長の任期による。
4. 顧問及び参与は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
5. 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第12章 事務局その他

(事務局)

第47条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
3. 事務局長の任免については、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員の任免については、会長が行う。
4. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日(以下「移行日」という。)から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事(会長)は橋本雄幸とし、業務執行理事(副会長)は河野研一及び藤田耕一郎、業務執行理事(常務理事)は草間香及び鈴木浩一とする。
4. 移行日前日における社団法人東京都港区医師会定款第5条に規定する会員については、A会員及び名誉会員のうち開設者及び管理者は、移行日において本定款第5条に規定するA会員として社員の資格を、B会員及びA会員へ移行する名誉会員以外の名誉会員並びに特別会員は、移行日において本定款第5条に規定する会員の資格を取得する。

平成 29 年 6 月 17 日 一部変更

令和元年 6 月 15 日 一部変更